

# 社労士の方必見！

-退職勧奨への社労士同席と  
退職合意書の条項について-

社労士の先生方からいただく頻出相談事例と戦略的対応

かきつばた  
**杜若経営法律事務所**



## 目次

- はじめに
- レポート監修者紹介
- 社労士の先生方からのご相談事例
- 杜若経営法律事務所の土業の方向け顧問プラン

A photograph of a modern city street. On the left, there is a tall building with a grid-like pattern of windows and balconies. In the center, another tall building with a glass facade and a balcony is visible. On the right, a large building with a distinctive diamond-shaped pattern on its facade stands prominently. A street lamp is positioned between the buildings. The sky above is a clear blue with some white, scattered clouds.

はじめに

## 弁護士友永より

本資料をダウンロードいただきありがとうございます。

本資料は、当職が過去に実施したセミナー「弁護士友永の「社労士の先生方からいただく頻出相談事例10選と戦略的対応」2023年4月編」より特にご相談が多くみられる設問を一部抜粋してご紹介する内容となっております。

労務相談は、各場面・段階に応じてとり得る選択肢を企業に提示し、正確かつ迅速な対応が求められる業務です。一部抜粋資料ではありますが、本資料が労務相談業務にあたられる社会保険労務士の先生方の一助になりますと幸甚です。

## レポート監修者紹介



## 弁護士 友永隆太



### 【経歴】

- 慶應義塾大学法科大学院修了
- 第一東京弁護士会弁護士登録、
- 杜若経営法律事務所入所
- 経営法曹会議会員

### 【取扱分野】

団体交渉、残業代請求、  
労働災害や解雇事件等の労働問題について、  
いずれも使用者側の代理人弁護士として対応にあたっている

### 【主な著作】



X(Twitter)



当職との面談(士業顧問  
内容ご案内)予約



The background image shows a cityscape with several modern skyscrapers. On the left, there's a building with a grid-like facade. In the center, a tall building with a glass and steel structure is visible. On the right, a building with a distinctive diagonal-tiled facade is prominent. The sky is a clear blue with scattered white clouds.

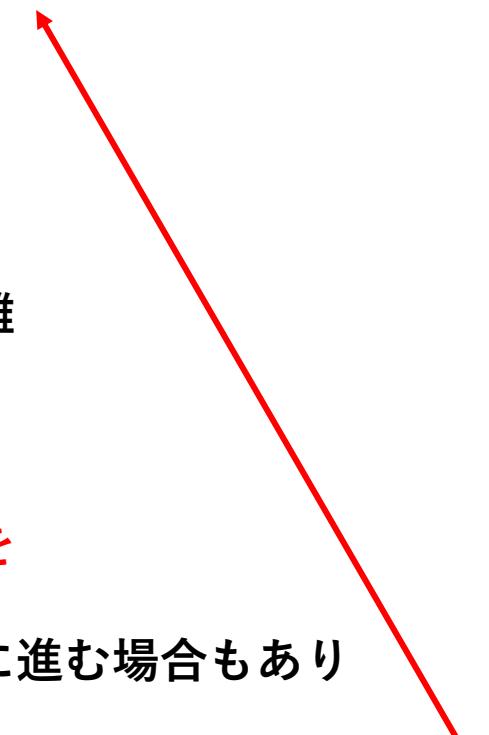
社労士の先生方からのご相談事例

## 退職勧奨の社労士同席について

従業員に退職勧奨を実施するにあたり、顧問先企業から是非退職勧奨に同席してほしいと要望を受けています。しかし、社会保険労務士として会社側の立場で退職勧奨に同席することが妥当なのか不安を感じています。  
退職勧奨に同席しても問題ないでしょうか？

### 社会保険労務士が代理人なることができる場合

- 労働局のあっせん等、特定の場合に限られている
- 退職勧奨同席については、社会保険労務士が代理人として行うことはできない
- 「使者」（意思表示の伝達者）との説明もありうるが、  
実際境界が曖昧でトラブルにもつながりやすい



### 会社に対する指導・助言者としての参加は可能

- 対象従業員に対する発言を直接行うことは避けたほうが無難  
(労働争議への介入と解釈される可能性あり)
- 会社が退職勧奨の席上で質問や助言を求めた場合、  
会社に対する返答として発言することは可能  
⇒あくまで従業員との応酬は会社が主体であるということを  
会社が理解したうえであれば、同席もOK
- 離職票の取扱い等、社労士同席することで解決がスムーズに進む場合もあり

社労士が労働者から懲戒請求等を受けるリスクまで負うべきではない

## 退職合意書の条項

顧問先企業が従業員に対する退職勧奨実施に際して、  
退職合意書を用意してほしいと要望を受けています。  
一般的なひな形であれば手持ちがありますが、  
退職合意書の準備にあたりどのような条項に留意すべきですか？

## 退職、退職日、退職事由に関する条項

- 「甲と乙は、甲が、乙を令和〇年〇月〇日付で、会社都合により合意退職することを相互に確認する。」

## 包括清算条項

- 「甲と乙は、甲乙間には、本件合意に定めるもののほか、名称の如何を問わず、他に何らの債権債務の存在しないことを相互に確認する。」
- 「本件に関し」との文言は入れない  
(特定清算となり、あとから他の請求が可能となってしまう)

## 退職日までの労務提供を免除する条項

- 「乙は、令和〇年〇月〇日以降第1項の退職日までの間の甲の労務提供義務を免除する。」
- 当人が在籍しながらの転職活動にこだわった場合等に有用

## 解決金支払いに関する条項

- 「乙は、甲に対し、令和〇年〇月〇日限り、解決金〇円を甲指定給与振込先口座に支払う。」
- 退職勧奨の場合、退職に応じるメリットとして解決金（又は特別退職金）を支給するケースが多い

### 給与支払いに関する条項

- 「乙は、甲に対し、前項の退職日までの間に生じた月例賃金を、法定控除のうえ、各月の給与支払日限り、給与振込先口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。」
- 合意日から退職日まで日が空いている場合、清算条項との関係上給与支払いについて明記しておく必要がある。

### 合意内容についての守秘義務条項

- 「甲と乙は、本件合意の内容及び本件合意に至る経緯について、正当な理由がある場合を除き第三者に口外せず、本件合意書の第三者への開示を行わない。」
- 波及を防ぐという観点からも、守秘義務条項は置くことが通常。
- しかし、当人が強い反発を示す場合も多く、事案によってはあえて置かない場合もある。

## 在職中に知り得た情報についての秘密保持条項

- 「甲は、退職後も乙で知り得た機密事項、情報を外部に口外しないことを誓約する。」
- 「甲は、乙の業務に関する一切の情報を令和〇年〇月〇日までに乙の指定する方法により乙に返却し、令和〇年〇月〇日の翌日以降は乙の業務に関する一切の情報を保有しないことを誓約する。」

## 代表者個人も当事者に含めた包括清算条項

- 「甲、乙及び丙は、甲乙間及び甲丙間において、本件合意に定めるもののほか、名称の如何を問わず、他に何らの債権債務の存在しないことを相互に確認する。」
- 代表者のハラスメント等が主張されている紛争類型の場合には、必須（会社との合意後、代表者個人に請求されることを防止）

二次紛争ぼっ発を防止

The background image shows a cityscape with several modern skyscrapers. On the left, there's a building with a grid-like facade. In the center, a tall building with a glass and steel structure is visible. On the right, a building with a distinctive diagonal-tiled facade is prominent. The sky is a clear blue with scattered white clouds.

杜若経営法律事務所の土業の方向け顧問プラン

## 連携への思い

私が労務問題専門のホームページを作ったのは2007年です。

当初は労働問題で困っている中小企業の為に作りました。

やはり想定していた通り中小企業経営者からの問い合わせはありましたが想定していないことも起こりました。

それは社会保険労務士の先生からの問い合わせです。

「うちの顧問先の訴訟案件をお願いできないか」

「あまり付き合いの無い会社だが労働組合を結成されたようで団体交渉に出てくれないか」

「一審の訴訟で負けてしまい会社経営者が途方に暮れている。相談に乗ってくれないか」

私にとっては思いがけないことでした。

そもそも当時の私は、社会保険労務士の先生方との付き合いもなく、

恥ずかしながらそもそも社会保険労務士の先生が何をしているのかもよく分かりませんでした。

問い合わせを聞けば聞くほど社会保険労務士の先生が、

中小企業にとって人事労務面で欠くことのできないパートナーであることがわかりました。

そのため、中小企業に情報を届けるには社会保険労務士の先生へ情報を伝えることが重要であると考え、

それ以来、十数年間社会保険労務士の先生への情報提供に努めております。

また、社会保険労務士の先生方からのご相談ご質問も増えてまいりました。

弁護士増員の影響なのか分かりませんが、訴訟を意識せざるを得ないようなトラブル紛争が増えていることが背景にあるように思えます。

弁護士も社会保険労務士も活動領域は異なるところもあれば重なるところもあります。

お互い協力し合えば中小企業ひいては世の中の労働問題の予防や解決を図ることができます。

そこで、弊事務所は少しでも社会保険労務士の先生にお役に立てればと思い、

士業顧問制度を提供しております。

「元従業員から代理人弁護士名の内容証明が届いたがどう対応したらよいか」

「顧問先の社員が払い残業代問題で会社を訴えると言っているがどう対応したらよいか」

「顧問先の社員が労働組合に加入し様々な要求を突きつけてくるがどう対応したらよいか」

様々なご質問に対応しております。

電話やメールのみならず、チャットワーク等のチャットを用いて

迅速に対応するように心がけております。

ご興味のある先生におかれましては是非ご検討よろしくお願ひします。



パートナー弁護士  
向井 蘭

## 士業の方向け顧問プラン

22,000円~/月



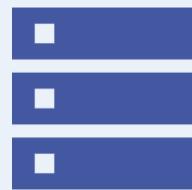
貴事務所の法律相談



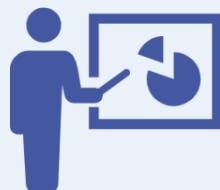
貴事務所のクライアントの  
法律相談



セミナー開催に伴う  
講師派遣・講演サービス  
(料金は別途協議)



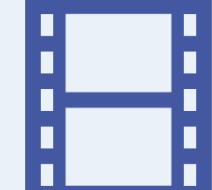
所員向け勉強会の会員サービス  
(料金は別途協議)



定期セミナーを  
割引価格にてご案内



過去主催セミナーの  
動画提供サービス



顧問先様限定勉強会  
(杜若サロン)への無料招待



所属弁護士の新刊書籍(1冊)  
の贈呈

## 当事務所について



## 当事務所について



代表  
岡 正俊

### 名称

杜若経営法律事務所

### 住所・連絡先

〒101-0052  
東京都千代田区神田小川町3丁目20番地 第2龍名館ビル8階  
TEL 03-6275-0691 FAX 03-6275-0692

### 対応可能地域

全国47都道府県

### HP

[当事務所のHPはこちらから](#)

※右記QRコードからもアクセス可能です



## お願い

本資料掲載内容につき、無断転載はご遠慮くださいますようお願いいたします。  
転載等のご要望がある場合には、弊所までお問合せください。